

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月24日 09時10分ごろ
発生場所	山口県萩市鯖島南方沖 三見港西防波堤灯台から真方位345° 1,780m付近 （概位 北緯34° 24.8′ 東経131° 19.3′）
事故の概要	漁船清丸は、南南西進中、また、漁船改良丸は、漂泊中、両船が衝突した。 清丸は、右舷船首部に擦過傷を生じ、また、改良丸は、浸水して沈没した。
事故調査の経過	平成27年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 清丸、2.51トン YG3-41586（漁船登録番号）、個人所有 9.71m (Lr) × 1.82m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和52年6月3日 B 漁船 改良丸、0.87トン YG3-43645（漁船登録番号）、個人所有 6.90m (Lr) × 1.32m × 0.49m、木 ディーゼル機関、漁船法馬力数10、昭和51年7月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月9日 免許証交付日 平成26年2月25日 （平成31年8月19日まで有効） B 船長B 男性 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成23年2月7日 （平成28年8月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷

	B 全損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年12月24日09時00分ごろ鯖島北岸付近における操業を終え、約7ノットの対地速力で山口県萩市三見漁港<small>さんみ</small>に向け、手動操舵により帰航していた。</p> <p>船長Aは、鯖島の東岸沖に設置された定置網を右舷方に見るように右転しながら、その後の進行方向となる同島の南方海域を見たところ、他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶はいないものと思った。</p> <p>船長Aは、進行方向の目安として三見漁港南西方にある建物を左舷船首方に見ながら南南西進中、09時10分ごろ船体に軽い衝撃を感じ、流木に接触したものと思って機関を中立にするとともに船尾方を見たところ、B船及びB船の左舷船尾甲板に居た船長Bを認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、08時30分ごろ鯖島の南方沖にある西礁<small>にしくじ</small>付近の漁場に至って機関を中立として漂泊し、左舷船尾甲板上で船尾方を向き、ローラを操作しながら前もって仕掛けておいた籠を揚げ始めた。</p> <p>B船は、籠縄を巻き上げる際の張力によって左舷船尾方へと逆U字型を描くように移動中、船首が北方を向いた頃、船長Bが、エンジン音を聞いて振り向いたところ、右舷船首間近にA船の船首を認め、とっさにローラの囲い枠をつかんだ直後、B船の右舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長A及び船長Bは、B船にロープをかけ、A船でB船のえい航を試みたが、ロープが破断してえい航することができず、徐々にB船の船尾が沈み始めたので、船長BがA船に移乗し、浸水が進行したB船の沈没を認めた上で三見漁港に帰港した後、所属する漁業協同組合を経由して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	A船は、右側の前面窓の旋回窓にひび割れを生じていたので、それを補強するために接着剤が窓ガラス全体に塗布されており、右側の前面窓から前方を見通すことは困難であった。(写真1参照)



写真1 A船の操舵室前面の窓

船長Bは、本事故発生場所付近において、さわら漕ぎ漁船が操業する時間帯には、接近する船舶の有無を気にかけて周囲の見張りを行っていたが、本事故発生当時、B船の周囲には、操業中の漁船がいなかったため、揚籠に専念していた。

#### 分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A あり、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、鯖島南方沖を南南西進中、船長Aが、三見漁港南西方にある建物に視線を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、鯖島東方沖で定針する際、その後の進行方向となる鯖島南方海域に他船を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないものと思い、進行方向の目安とする三見漁港南西方の建物に視線を向けていたものと考えられる。

船長Aは、鯖島東方沖において、右転しながら、その後の進行方向となる鯖島南方海域を見た際、右側の窓にひび割れを生じていたことから、右舷船首方で操業していたB船の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。

B船は、鯖島南方沖の西礁付近において、操業しながら漂泊中、船長Bが左舷船尾甲板上で船尾方を向いて揚籠作業に専念し、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、本事故発生当時、付近に操業中の他の漁船がいなかったことから、揚籠作業に専念していたものと考えられる。

#### 原因

本事故は、鯖島南方沖において、A船が、南南西進中、B船が、操

	<p>業しながら漂泊中、船長Aが、三見漁港南西方にある建物に視線を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、船尾方を向いて揚籠作業に専念し、周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時、見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 見張りの妨げとなる窓ガラスの損傷は、速やかに修理することが望ましい。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

